

洋野町中小企業者等原油価格高騰対策支援給付金要綱

(目的)

第1条 この告示は、原油価格及び物価高騰の影響を受けている町内の中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）に対し、事業の継続を下支えするための給付金を予算の範囲内で支給し、地域経済の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年12月1日時点で洋野町内に事業所を有する中小企業者等であって、別表に定める業種を営むもの
- (2) 給付金受領後も企業活動を継続する意欲があるもの
- (3) 町税を滞納していないもの
- (4) 洋野町暴力団排除条例（平成27年洋野町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないもの

(基準額)

第4条 給付額の算定に用いる基準となる額（以下「基準額」という。）は、令和4年4月1日から令和4年12月31日の期間における任意の連続する3か月間の燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油及びガス）及び電気料から、前年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額とする。ただし、令和3年11月以降に創業した事業者にあつては、売上の減少を判定する月より前の連続する3か月間の売上を前年同期の売上とみなす。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、基準額の総額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、1事業所あたり30万円を限度とする。ただし、給付金の額が1万円に満たない場合は支給対象としない。

(給付金の申請)

第6条 申請者は、洋野町中小企業者等原油価格高騰対策支援給付金申請書兼

請求書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（給付金の支給）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付金を申請者に支給する。ただし、給付金の支給は、同一の事業者につき1回とする。

（支給決定の取り消し及び返還）

第8条 町長は、支給の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。

(2) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により給付金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、洋野町中小企業等原油価格高騰対策支援給付金返還命令書（様式第2号）により、期限を定めて給付金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

（延滞金）

第9条 給付金の支給を受けた者が前条の規定により給付金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示によりなされた手続きその他の行為については同日後も、なおその効力を有する。

別表 指定業種

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる業種

大分類	中分類
D（建設業）	すべて
E（製造業）	すべて
F（電気業・ガス業・熱供給業・水道業）の一部	33 電気業
G（情報通信業）	すべて
H（鉄道業、道路旅客運送業）の一部	43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業
I（卸売業、小売業）	すべて
J（金融・保険業）の一部	67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）の一部	69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	すべて
M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	75 宿泊業（旅館・ホテル営業を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業・娯楽業）	すべて
O（教育、学習支援業）	すべて
P（医療、福祉）の一部	83 医療業
R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

洋野町長 様

法人名・屋号：
 所在地： 洋野町
 代表者名： ㊦
 電話番号：
 主な業種：

洋野町中小企業等原油価格高騰対策支援給付金申請書兼請求書

洋野町中小企業等原油価格高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、洋野町中小企業等原油価格高騰対策支援給付金要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 支給申請額兼請求額【基準額の算定】

対象月	令和3年		令和4年	
月				
月				
月				
合計	①	円	②	円
基準額 (②-①)	③	円 ※2万円未満の場合は、支給対象外		
支給申請額 ③×1/2	円		※千円未満切捨て 上限30万円	

※ 支給申請額は、③に2分の1を乗じて得た額を記入し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

2 給付金の振込先口座

金融機関名		支店名	
預金の種類		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

【添付書類】

- ① 町内で事業を行っていることがわかる書類（営業許可証等）
- ② 燃料費の金額がわかる書類の写し（領収書等）
- ③ 誓約書（別紙）
- ④ 振込口座が確認できる書類
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

誓約書

給付金の支給を申請するに当たって、次のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、またその構成員は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、法人等の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- 2 証拠書類等は事業に供するものであり、またその内容に虚偽はありません。
- 3 本給付金の支給申請段階で、今後も事業を継続する意思があります。
- 4 本給付金の支給申請の要件審査のため、洋野町が私の税情報等を確認することに同意します。

年 月 日

(代表者)

※自署又は記名・押印による。

番 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

洋野町長

印

洋野町中小企業等原油価格高騰対策支援給付金返還命令書

年 月 日に支給した給付金のうち、_____円の返還を命じます。

記

- 1 返還理由
- 2 返還金額 金 _____円
- 3 返還期限
- 4 特記事項

- (1) 返還すべき給付金は、町長が発行する納入通知書により納付すること。
- (2) 返還すべき給付金を納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて町に納付すること。